

報告第23号

レンタルマイクロバス損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解
することについての専決処分の報告について

大瀬戸町雪浦下郷1343番地で発生したレンタルマイクロバス損傷事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月11日

西海市長 瀬川 光之

専決処分第15号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として次のとおり専決処分する。

令和8年9月7日 専決

西海市長 瀬川 光之

レンタルマイクロバス損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市大瀬戸町雪浦下郷で発生したレンタルマイクロバス損傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 1 相 手 方 長崎県西海市西海町木場郷521番地1
有限会社 瀬川産業 代表取締役 辻山 静峰
- 2 損 害 賠 償 額 244,750円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和8年6月17日 午後1時頃
発生場所 西海市大瀬戸町雪浦下郷1343番地
- 4 事 故 の 状 況 市が相手方からレンタルし、本市の会計年度任用職員が運転するマイクロバスで、学校行事の目的地へ雪浦小学校児童を送迎するため同校へ向かい、同校到着後現地で児童乗車前に方向転換を行おうとして後進した際、当該地の段差部に同マイクロバス左後方側面及び後部バンパーを接触させ、これらの部分を損傷させたもの。

事故等発生概要書

相手方	氏名	有限会社 瀬川産業 代表取締役 辻山 静峰		
	住所	長崎県西海市西海町木場郷 521 番地 1		
事故日時	令和 8 年 6 月 17 日 午後 1 時頃			
車名等	佐世保 200 わ 111 (瀬川産業所有)	事故原因	運転者の不注意による接触事故	
事故場所	西海市大瀬戸町雪浦下郷 1343 番地			
警察届出	☒ 無 ・ 有 ()	事故区分	☒ 単独 ☐ 対物 ☐ 対人	
事故概要	市が相手方からレンタルし、本市の会計年度任用職員が運転するマイクロバスで、学校行事の目的地へ雪浦小学校児童を送迎するため同校へ向かい、同校到着後現地で児童乗車前に方向転換を行おうとして後進した際、当該地の段差部に同マイクロバス左後方側面及び後部バンパーを接触させ、これらの部分を損傷させたもの。			
事故状況略図	The diagram illustrates the accident scene. A vertical line represents the road. On the left side, there is a building labeled '雪浦小' (Yukura Elementary School). On the right side, there is a building labeled '雪浦公民館' (Yukura Community Center). A horizontal line represents '国道202' (National Route 202). A microbus, represented by a black rectangle with a white arrow pointing upwards, is shown reversing. An arrow points to the rear of the bus with the text '方向転換のため後進して当該地に進入した。' (Reversed to enter the area for direction change). Another arrow points to the point of contact with the curb with the text '後進した際に段差に接触した。' (Contacted the curb while reversing). A bicycle, represented by a black rectangle with a white arrow pointing upwards, is shown on the right side of the road, labeled '自転車' (Bicycle).			
損害見積額	244,750 円	損害賠償の方法	1. 損害賠償保険 (加入保険会社名:) ② その他	